

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額（税込額）の100分の5以上とし、入札保証金額が不足する場合の入札は無効となる。

2 入札保証金の還付

- (1) 落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を沖縄県立若夏学院に提出すること。
- (2) 落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部の充当とする。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記期限までにその証書を提出した場合。

提出期限 令和8年3月16日 午後5時

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる書面（「地方公共団体等契約状況」を下記期限までに提出した場合。

提出期限 令和8年3月16日 午後5時

4 現金で納付する場合

- (1) 債務者登録書及び入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、沖縄県立若夏学院に提出する。（FAXで送信する場合は、電話で受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること。）

提出期限 令和8年3月10日 午後5時

- (2) 納付書は、申請から最短で翌日（土日、休日の場合はその翌日）の発行となる。
発行後、入札参加者又はその法人の担当者へ連絡するので、受け取りに来ること。

- (3) 納付書記載の金融機関で入札保証金を納め、領収書の写しを沖縄県立若夏学院に提出すること。

提出期限 令和8年3月16日 午後5時